明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○森林法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**一二）　一
○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**一五）　八
〔告　示〕
○昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する件（**国土交通**三〇三）　一〇
○道路に関する件（**北陸地方整備局**二一、二二）　一〇
○道路に関する件（**中部地方整備局**五五～六一）　一二
○都市計画に関する件（**中国地方整備局**三四、三五）　一三
○道路に関する件（**四国地方整備局**四九～五二）　一三
○道路に関する件（**九州地方整備局**五五）　一三
○道路に関する件（**沖縄総合事務局**九）　一三
〔官庁報告〕
官庁事項
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　一三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、首都高速道路株式会社工事一部完了、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　一四
地方公共団体
行旅死亡人関係　一四
会社その他
会社決算公告　一四

省令

○農林水産省令第十二号

森林法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十号）の施行に伴い、並びに森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第一項（同法第十条の五第七項（同法第十条の六第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十条の七の二、第十条の十第二項、第十条の十一の二第一項、第十条の十一の三第一項、第十条の十一の五第一項、第十条の十一の六第一項及び第三項、第十条の十一の十一第一項（同法第十条の十一の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十条の十一の十二第二項（同法第十条の十一の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項、第二項第八号、第四項（同法第十二条第三項において準用する場合を含む。）並びに第六項第二号及び第六号（これらの規定を同法第十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十五条、第十九条第三項並びに第二十一条第四項並びに森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第三条第一号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「手段」を「方法」に、「行う」を「する」に改め、同条第二項中「の規定において」を「において」に改め、同条第三項中「第十条の五第五項」を「第十条の五第七項」に、「の規定において」を「において」に改め、「）において」の下に「読み替えて」を加え、「に掲示すること」を「の掲示場への掲示」に、「手段」を「方法」に、「行う」を「する」に改める。

第一条の三中「第三十九条の四第二項」を「第三十九条の四第三項」に改める。

第三条第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二及び十三　削除

第五条の次に次の一条を加える。

（森林の土地の所有者となつた旨の届出等）

第五条の二　法第十条の七の二第一項本文の規定による届出は、地域森林計画の対象となつている民有林について新たに当該森林の土地の所有者となつた日から九十日以内に届出書（一通）を市町村の長に提出してしなければならない。

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　当該土地の位置を示す地図

二　当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

3　法第十条の七の二第二項の規定による通知は、届出のあつた日から三十日以内に第一項の届出書の写しを添えてするものとする。

第七条の二及び第八条中「第十条の八第一項第六号」を「第十条の八第一項第七号」に改める。

第八条の二第一項中「第十条の八第一項第六号」を「第十条の八第一項第七号」に改め、同条第二項を削る。

第八条の三中「第十条の八第一項第七号」を「第十条の八第一項第八号」に改める。

第八条の四中「第十条の八第一項第十号」を「第十条の八第一項第十一号」に改め、同条第一号中「第四十一条の」を「第四十一条第三項に規定する」に、「以下第二十二条の十八の五を除き」を「第二十二条の二十二を除き、以下」に改める。